

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会
福祉車両貸出事業実施要綱
(ワゴンR 4154)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という）が在宅で普通乗用車では移動が困難な方の外出時に、車イスのまま車に乗り込むことのできるリフト自動車（以下「車両」という）を貸出して、移動支援することを目的とし、そのために必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、下記に該当する者とする。

- ① 町内に住所を有す賛助会員（年額 1口 1,000円）の世帯で、身体上の障害等により普通乗用車では移動が困難な者。
- ② その他、本会会長（以下「会長」が認める者。

(利用範囲)

第3条 車両の利用範囲は次のとおりとする。

- ① 町内及び熊野市から太地町ならびに田辺市本宮町に至る範囲とする。
- ② その他本会会長が特に認める範囲とする。

(利用申請)

第4条 車両を利用しようとする者は、運転者を定め、2週間前から2日前までに別紙利用申請書（様式1）及び運転者の運転免許証の写しを業務時間内に提出しなければならない。但し、会長が認めた場合はこの限りではない。

(利用日及び利用期間)

第5条 車両の利用は、第7条に定める事項が生じたとき及び先約があるとき以外とする。
2 利用期間は最長2日間とする。（ただし、会長の許可が必要）

(利用料)

第6条 車両の利用料は次のとおりとする。

- ① 原則無料とする。 ただし使用したときは、燃料使用料として1km当たり30円（km未満は切り捨てる）を負担すること。

(貸出の取り消し)

第7条 車両の貸出の取り消し事項は、次のとおりとする。

- ① 車両の故障等により、利用が不可能となった場合。
- ② 車検、点検期間。
- ③ 突発的事故が生じた場合。
- ③ その他、会長が利用不可能と判断した場合。

(利用者の遵守事項)

第8条 車両貸出申請者は安全と事故防止のため次の事項を守らなければならない。

- ① 申請日以外の使用及び転貸しの禁止。
- ② 利用者が必要とする特別な用具等は、申請者において確保すること。
- ③ 運転者は利用前には、利用講習を受けること。
- ④ 申請時登録の運転者以外の使用の禁止。(変更しようとする場合は、予め届け出なければならない)

(損害賠償)

第9条 車両を申請者の過失により破損等をさせた場合は、申請者の責任において損害賠償をしなければならない。

- 2 車両の運行により事故を生じた場合は、申請者の責任において損害賠償等を行わなければならない。
- 3 但し、会長が認めたものについては、車両の加入している自動車保険の範囲内において保険を使用することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、必要により会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

この要綱は、平成20年7月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会
福祉車両使用許可申請書

令和 年 月 日

紀宝町社会福祉協議会長 殿

申請者

住所 _____ 番地 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

福祉車両を使用したいので、許可下さるよう下記のとおり申請します。

使用日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時	分から
		午前・午後	時	分まで
運転者名				
行き先				
使用目的				
乗車人員				
使用団体名				
使用責任者				
備考				

★運転者の免許証の写しを添付してください。

上記申請に対し、使用を 許可・不許可 する。
令和 年 月 日

社会福祉法人
紀宝町社会福祉協議
会長 木下 起查央